（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
（法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為 二～三十　（略）	（法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）又は農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為 二～三十　（略）

（国有林野の活用に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　国有林野の活用に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農業構造の改善等のための国有林野の活用の相手方） **第二条**　法第三条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　（略） （削る。） 二～六　（略）	（農業構造の改善等のための国有林野の活用の相手方） **第二条**　法第三条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。） 三～七　（略）

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第十二条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（処分対象農地等についての所有権の移転等を受ける法人の範囲） **第二十四条**　令第二条第一項第一号イ(1)（令附則第二条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める法人は、次のとおりとする。 （削る。） 一～四　（略） （譲受適格者に対して所有権の移転等をすることを要しない農地等又は特定農業用施設） **第三十三条**　令第五条第二号イの農林水産省令で定める農地等又は特定農業用施設は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　次のイ及びロに掲げる要件に該当する農地等 イ　当該農地等について当該受給権者から次のいずれかの申出がされていること。 (1)　（略） (2)　農地中間管理機構に対する当該農地等に係る所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行いたい旨の申出 ロ　（略）	（処分対象農地等についての所有権の移転等を受ける法人の範囲） **第二十四条**　令第二条第一項第一号イ(1)（令附則第二条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める法人は、次のとおりとする。 一　農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。） 二～五　（略） （譲受適格者に対して所有権の移転等をすることを要しない農地等又は特定農業用施設） **第三十三条**　令第五条第二号イの農林水産省令で定める農地等又は特定農業用施設は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　次のイ及びロに掲げる要件に該当する農地等 イ　当該農地等について当該受給権者から次のいずれかの申出がされていること。 (1)　（略） (2)　農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に対する当該農地等に係る所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行いたい旨の申出 ロ　（略）